

令和3年度第1回愛知県医療審議会 議事録

○開催日時 令和3年11月26日（金） 午後2時から午後3時まで

○開催場所 アイリス愛知 2階 大会議室

○出席委員

浅井委員（公益社団法人愛知県医師会副会長）、岩田委員（藤田医科大学医学部長）、内堀委員（一般社団法人愛知県歯科医師会会長）、大賀委員（愛知県立大学准教授）、木村委員（一般社団法人愛知県医療法人協会会長）、清井委員（名古屋大学教授）、小澤委員（愛知県国民健康保険団体連合会専務理事）、笹山委員（健康保険組合連合会愛知連合会会長）、佐藤委員（一般社団法人愛知県医療ソーシャルワーカー協会副会長）、杉田委員（公益社団法人愛知県医師会副会長）、梶村委員（一般社団法人愛知県歯科医師会副会長）、鈴木委員（愛知県地域活動連絡協議会副会長）、谷口委員（愛知県公立病院会会長）、羽賀委員（弁護士）、柵木委員（公益社団法人愛知県医師会会長）、三浦委員（公益社団法人愛知県看護協会会長）、山田拓郎委員（愛知県市長会犬山市長）、山田久子委員（愛知県地域婦人団体連絡協議会会長）、山本幸恵委員（愛知県町村会幸田町健康福祉部保健医療課長）、山本ゆかり委員（愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会副代表）、鷺見委員（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター病院長）（敬称略）

<議事録>

●開会

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 坂井課長）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から「愛知県医療審議会」を開催いたします。

開会にあたりまして、保健医療局の長谷川技監からごあいさつを申し上げます。

●あいさつ

（愛知県保健医療局 長谷川技監）

保健医療局技監の長谷川でございます。

本来、局長の吉田からご挨拶申し上げるところでございますが、議会用務により出席かないませず、代わりに私の方からご挨拶させていただきます。

本日は大変お忙しい中、愛知県医療審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の保健医療行政に格別の御理解・御協力を賜りますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に関しましては、医療従事関係者の方々

をはじめそれぞれのお立場で御協力賜りまして、1日当たりの感染者数が大変低い水準まで下がっているところがございます。

しかしながら、今後、第6波への備えを万全にしていく必要がございますので、引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、本日の医療審議会でございますが、初めての御出席の方もいらっしゃると思いますので、簡単に目的等を説明させていただきます。お手元の資料の参考資料1をご覧ください。ここに医療審議会の組織についてまとめた図がございます。一番左上に医療審議会がございまして、愛知県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を審議するために置かれている会議でございます。それが、医療審議会となっております。

本日は、議題としまして「愛知県医療圏保健医療計画（中間見直し）の原案の決定」をお願いするものでございます。

平成30年3月に策定いたしました本県の医療計画が4年目となることから、医療法に基づき実施する中間見直しについて、御審議いただくものでございます。

この他、報告事項といたしまして、各部会の審議状況について御説明させていただきます。

本日、限られた時間でございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

●出席者紹介・委員の紹介

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 坂井課長）

次に、出席者の皆様の御紹介でございますが、時間の都合がございますので、お手元の「委員名簿」及び「配席図」により、紹介に代えさせていただきます。

●定数・資料の確認

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 坂井課長）

なお、本日は委員の方21名の皆様の御出席をいただいております。定足数である委員過半数の16名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しております。また、本日は傍聴者が2名、報道の関係の方がいらっしゃいますので、よろしくお願いたします。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。

【次第（裏面）「配付資料一覧表」により資料確認】

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 坂井課長）

不足等がございましたら、お申し出をお願いいたします。

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、本日、急遽、門松審議会長がご都合により御欠席となりました。

このため、医療法施行令第5条の18に基づき、本日の進行をしていただく会長代理の方を委員の互選により決めていただきたいと思います。

門松会長からは、現在、医療体制部会の部会長である、愛知県医師会長の柵木委員を代理に推されており、事務局としても、柵木委員に、会長代理として本日の進行をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、柵木委員、進行役として中央へご移動いただいて進行をお願いいたします。

(柵木部会長)

皆様から互選いただきまして、本日、門松会長の代理として、医療審議会の進行をさせていただきます愛知県医師会長の柵木でございます。

皆様にはぜひ、円滑なご審議のご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議題に移る前に、本日の会議の公開・非公開について、事務局から説明をお願いします。

●公開・非公開

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 坂井課長)

本日の会議は「愛知県医療審議会運営要領」第3に基づきまして、全て公開とさせていただきます。

●議事録署名人の指名

(柵木部会長)

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。署名者は「愛知県医療審議会運営要領」第4に基づき、会長が2名を指名することとなっております。

本日は、浅井委員と山田久子委員をお願いしたいと思います。

【浅井委員、山田久子委員承諾】

●議題

(柵木部会長)

それでは早速、議題に入りたいと思います。始めに、議題の「愛知県医療圏保健医療計画（中間見直し）の原案の決定」について、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 兼子担当課長)

医療計画課の兼子と申します。愛知県医療圏保健医療計画の中間見直しについて、ご説明させていただきます。失礼して、着席して説明をさせていただきます。

まず始めに、この案件を審議会に議題として取り上げることにについて、簡単にご説明いたします。この医療審議会の運営要領、参考資料2にございますが、第2の6に、「部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、部会の審議の結果については、次に召集される審議会に報告するものとする」とありますとおり、基本的には、報告事項となるわけですが、この医療計画の中間見直しの策定につきましては、昨年11月に知事から医療審議会の会長あてに意見を求める諮問をしており、医療審議会において最終的に答申をいただくこととしております。そのため、本審議会でご意見をいただくため議題とさせていただいているものでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の1-1をお願いします。本計画の中間見直しの経緯につきまして、まずは、ご説明させていただきます。現行の医療圏保健医療計画の計画期間は、2018年から2023年までの6年間でございます。従来の計画期間は、5年間でしたが、地域包括ケアシステムの構築の推進などに対応するため、計画期間を6年間に変更し、3年ごとに見直しを行うこととされました。点線の四角囲みでございますが、本来であれば、昨年度が3年目にあたりますことから、中間見直しを行う年度ではありましたが、新型コロナウイルス感染症への対応もありましたので、厚生労働省からの通知に基づき、今年度に見直しを行うこととしたものでございます。

本日は、3月24日にとりまとめられました県の計画の中間見直し案の原案を参考に、今回、医療圏ごとに策定しました医療圏保健医療計画の中間見直しの原案を策定いたしましたので、ご審議をいただくものです。なお、この原案につきましては、11月4日に開催いたしました医療体制部会でご承認いただいております。

それでは、資料左側中段の「○主な見直しのポイント・地域ごとの変化」をご覧ください。今回の中間見直しに係る主な見直しのポイントを説明させていただきます。まず、①ですが現計画からの時点修正となります。医療圏ごとに内容を精査し、修正を行っております。次に②ですが、名古屋・尾張中部医療圏のうち、尾張中部地域の災害医療対策について、令和2年度から第2次救急医療体制と同様に、尾張西部医療圏の災害医療対策を適用することとしていることから、そのように反映させております。次に③でございますが、尾張西部医療圏において令和3年4月から一宮市の中核市への移行に伴う見直しの実施、また④ですが、東部医療センターと西部医療センターの名古屋市立大学病院化や藤田医科大学岡崎医療センターの開業などに伴う見直しなどを実施しております。また、下段のアスタリスクに記載してありますが、新型コロナウイルス感染症に関する事項につきましては、県計画と同様に2024年度からの次期医療計画から盛り込むこととし、今回の中間見直しでは反映させないこととしております。

次に右側の○にあります今後のスケジュールでございます。表の右側の医療圏計画でございますが、本日の医療審議会でご審議いただいた後、12月に市町村、三師会等への意見照会及びパブリックコメントを実施してまいります。その後、パブリックコメント等を反映した原案を各圏域の保健医療福祉推進会議で1月頃に検討していただき、修正後の原案を2月に開催予定の体制部会にお諮りし、最終的には年度末の3月の医療審議会において、県計画と合わせて決定、答申をいただきたいと存じます。

なお、医療圏ごとの主な修正の概要につきましては、次のめくっていただいて1-2、1-3ページに記載しておりますが、それぞれ章の構成がありますが、今申し上げたような修正となっております。また、医療圏ごとの計画本体につきましては、お手元に分厚いファイルとして資料1-2にまとめさせていただいておりますが、個別の詳細につきましては、時間の都合上省略させていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、医療圏保健医療計画の中間見直しについてご説明させていただきました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

(柵木部会長)

愛知県医療圏保健医療計画の中間見直しということで、ただいま事務局から説明がございましたけれども、これについて何かご意見・ご質問がございましたら、ご発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、特に問題がないということでございますので、本日の計画案は適当であるとして、審議会の意見としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは今後、必要な手続きを進めていくようにしてください。

●報告事項

(柵木部会長)

以上で本日の議題は終了しましたので、報告事項に移りたいと思っております。

報告事項(1)「部会の審議状況について」、3つの部会の状況を一括して事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 高口担当課長)

医務課担当課長の高口です。それでは、報告事項「医療法人許認可部会」の審議状況について、御説明いたします。失礼して着座にて説明させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。前回の愛知県医療審議会以降の開催状況でございますが、資料にございますとおり3回開催しております。

審議内容につきましては、資料左側の表の真ん中のところ「議題」の欄をご覧ください

ださい。

3 回開催しました部会の医療法人の設立の審議件数については、第 143 回となっておりますが、本年度の第 1 回は医科 9 件・歯科 1 件、第 2 回は医科 4 件・歯科 2 件、第 3 回は医科 11 件・歯科 9 件、及び医療法人の合併 1 件、医科歯科合わせて計 37 法人分の審議を行っております。なお、いずれも認可が適当である旨の答申をいただいております。

次に資料の右側をご覧ください。「医療法人数一覧」になっています。本県における医療法人数等の状況を示してございます。上の表にあります。過去 3 か年と本年度の医療法人数の内訳をお示ししております。令和 3 年度の法人数の動きといたしましては、設立が 16 件、解散が 7 件、転入が 3 件、転出が 1 件で、表の右の下になりますけれども法人数は 10 月 31 日現在で 2,360 件となっております。

特定医療法人、社会医療法人の内訳は、その下の表のとおりでございます。なお、社会医療法人の総計は 10 月 31 日現在 9 法人で前回の愛知県医療審議会からの変更はございません。次のページは医療法人の異動状況の一覧でございます。以上で説明を終わります。

(柵木部会長)

説明は一括してやっていただきますが、その報告に対しての質疑、質問があればその報告毎にお受けしたいと思います。よろしいですか。はい、どうぞ。

(浅井委員)

資料 2 で、法人部会の 145 回で医療法人の合併について、審議が上がったわけですが、この案件は、歯科の合併であったものですから、問題はないのかなと思っていたのですが、もしこれが、病床を持った医療法人であった場合、非常に大きな問題になるということで、この法人部会の中です承というわけにはいかないのではないかとということをご意見させていただいた訳でございます。実際今後、医療法人の合併というのは、いろんな場面で起こってくると思うので、そういう意味も含めて、こういった大きな医療審議会のような検討する場所を設けていただきたいと、これは要望でございます。以上。

(柵木部会長)

病床のある医療機関というか、病院、有床診療所ですね、そういうところの法人が M&A というか合併というかそういうような形式をとる前に、基準病床の制度というものもございまして、その辺のところの審議を医療審議会としてどのような場所でどういう風に審議をしていくかという事だと思っておりますが、これについて事務局いかがでしょうか。まずどこから審議を始めて、最終的にこの法人部会ということになるかもしれませんが、その辺のプロセスについてご説明できますでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 兼子担当課長)

医療計画課の兼子と申します。病床数や合併、開設者変更や病床数の変更がありましたら、まず、地域の地域医療構想推進委員会で設置者等が説明をしていただき地域との協議を行っていただきたいという風に考えております。まずは、そこからスタートと考えております、以上です。

(柵木部会長)

では、まずはそこからスタートでその次のプロセス、例えばその地域の地域医療構想推進委員会で了承された場合、次のプロセスとして医療法人許認可部会ででてくるかということですが、いかがですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 兼子担当課長)

はい、失礼しました。そこで議論して合併がありましたら、医療法人許認可部会に出てくるということになると思います。

(柵木部会長)

その前に医療体制部会に審議をかけるということはないですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 兼子担当課長)

現在ではないという風に考えております。

(柵木部会長)

しかしこの組織図をみてみますと、地域医療構想推進委員会の上には医療体制部会という組織があると、そこで協議をしてその結果了承ということであれば、医療法人許認可部会にかかるとこういうプロセスをとると私は考えていますけれど、直接、医療法人許認可部会にかかるということになりますか。これからそういう例がいくつか出てくる可能性はあると思うので、今ここですぐ答えられなければ、またしっかりと検討していただいてご報告していただきたいと思います。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 兼子担当課長)

はい、分かりました。検討致します。

(柵木部会長)

はい、どうぞ。

(清井委員)

清井です。先ほど浅井委員から説明があったように、前回委員会開催時に突然こ

ういうことがでてきたということで議事録にも残していただいておりますけれども、今、柵木先生がおっしゃったように委員会としてどのように対応していったらいいものなのか、どのようなステップが本来あるべきなのか、或いはどういうことを基準としてやっていくべきなのかという事をすべて整理してくださいということでしたので、改めて部会の方にはどのような形か示していただければよろしいかと思っております。私の方からもよろしくお願いいたします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 兼子担当課長)
わかりました。

(柵木部会長)

他になにか、今の許認可部会の審議についてなにかご意見等ございますか。これは、報告事項ですので、基本的には決定ですが、よろしいですか。

はい、それでは次の報告に参りたいと思います。では、次、よろしくお願いいたします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 丹羽課長補佐)

医療計画課医療計画グループの丹羽と申します。私から医療体制部会の審議状況について御報告させていただきます。資料3の方をお願いします、失礼して着座にて御説明させていただきます。

本年度第1回目の医療体制部会は、11月4日に開催し、資料に記載の4件の議題について御審議いただき、それぞれ御了承をいただいております。また、報告事項といたしまして、資料にございます7件について御報告させていただきます。

このうち、御審議いただきました、議題の①と②、病院と有床診療所の病床整備計画、議題④の「医療介護総合確保促進法に基づく令和3年度県計画の策定及び平成26年度から令和2年度県計画の事後評価に対する意見聴取に関する協議」、及び報告事項の3つ目の「圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の所掌事務等について」、簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の2ページをご覧ください。御審議いただきましたのは、資料の左側に記載しております、病院の病床整備計画1件と有床診療所の病床整備計画2件です。病院の病床整備計画については、西三河南部医療圏における公的病院等の再編による厚生連安城更生病院の22床の増床です。審議の結果、当該計画は適当である旨の御意見をいただきましたので、現在、厚生労働省と協議を進めさせていただきます。

また、有床診療所の病床整備計画については、1件は名古屋・尾張中部医療圏における周産期医療についての整備計画でございまして、北名古屋市に令和4年7月に開設予定ということで提出されました「おおばやしマタニティクリニック」の15床で、標榜科目は、産婦人科及び小児科でございます。もう1件は、知多半島医療

圏における地域包括ケア及び救急医療についての計画でございまして、大府市に令和4年8月に開設予定ということで提出されました「名古屋南脳神経外科クリニック」の19床で、標榜科目は、脳神経外科、麻酔科、放射線科、小児脳神経外科、小児科です。いずれも、審議の結果、計画は適当であるとのことご意見をいただいております。

次に、議題④「医療介護総合確保促進法に基づく令和3年度県計画の策定及び平成26年度から令和2年度県計画の事後評価に対する意見聴取に関する協議」についてでございます。資料の3ページになります。

本県では2014年12月に医療介護総合確保促進法に基づく地域医療介護総合確保基金を設置しております。県では、この基金の活用に向けて策定した計画に基づき事業を実施しておりますが、毎年、当該年度の県計画の決定と、前年度事業の事後評価について、医療体制部会から意見をいただくこととしております。部会資料として、令和3年度県計画に関しては3ページから8ページ、9ページから12ページには、令和2年度事業実施一覧、事後評価総括表をお配りしております。本日は、個別の内容の説明は省略させていただきますが、ご承認いただいております。

続きまして、資料の13ページをお願いします。こちらは、「圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の所掌事務等について」、医療体制部会にてご説明した資料となりますが、昨年度、3月に開催しました当医療審議会において、2次医療圏ごとに開催されている圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の所掌事務について不明確ではないかとの意見が出されましたことから、整理し対応をご報告したものでございます。あらためて、ご説明させていただきます。1の経緯ですが、令和2年度に、西三河南部東医療圏において医療機関（北斗病院）の開設者変更があった事例では、推進委員会で協議を行いました。また、名古屋・尾張中部医療圏では、医療機関（名古屋市立東部医療センター及び西部医療センター）の開設者変更があった事例では、推進委員会に加え、圏域保健医療福祉推進会議でも開設者変更に伴う災害拠点病院等の指定承認を行いました。この取り扱いにつきましては、下の「参考」のところですが、令和2年度の開設者変更についての取扱いとして、国通知「地域医療構想の進め方について」を参考に、推進委員会で協議を行ったもので、また、医療計画上の各種指定等（災害拠点病院、救命救急センター等）の承認を受けるために個別要領で規定がある場合は、圏域会議においても議題としたものではございますが、このことについて、令和3年3月24日開催の愛知県医療審議会において、2次医療圏ごとに開催されている圏域会議と推進委員会の所掌事務について不明確ではないかとの意見が出されたものでございます。

2の対応状況でございますが、点線の囲みのところになりますが、愛知県病院開設等許可事務取扱要領について、「病床整備に関する意見聴取」は、平成29年2月に医療審議会医療体制部会でご審議いただき、圏域会議から推進委員会に所掌が変更されております。この取り扱いについて、圏域会議及び推進委員会の開催要領にて明確化するため、下のハコの新旧のとおり改正し、所掌事務について、圏域会議

では「地域保健医療計画の推進に関すること」を所掌していますが、「病床整備計画に関することを除く」、また、推進委員会においては、地域医療構想、外来医療計画の推進に関することの間、「病床整備計画に関すること」を規定することといたしました。加えて、令和3年5月に保健医療局長通知を発出し、推進委員会の取組について整理を行い、現在担っている医療機能を変更する場合や開設者を変更する場合、原則、推進委員会で説明いただくことを明確化しております。

次ページに、発出した通知を添付しており、とくにポイントとなるところに下線を引かせていただいております。下線の2つ目のところですが、「個別の医療機関が構想区域において現在担っている役割や医療機能ごとの病床数を変更する予定を把握した場合には、必要に応じて、新公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プラン、その他の医療機関の事業計画等の策定や改定について依頼し、推進委員会に提示の上、協議すること」としております。

また、ページの右側、3の新たな医療機関の開設や増床の許可への対応についての(2)のところですが、「開設者を変更する医療機関を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、愛知県病院開設等許可事務取扱要領第7の「適用除外」に該当する場合においても、その内容を推進委員会で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること」としております。病院開設等許可事務取扱要領は、医療法第7条の規定に基づく許可のうち、病院の開設等に係る申請等の取扱いについて定めているもので、許可にあたっては、推進委員会の意見を聴くこととしておりますが、第7に「適用除外」の項目を設けております。この「適用除外」に該当する場合であっても、計画を把握した場合、推進委員会でその内容を共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に説明を求めることとして、対応を明確化しておりますので、よろしくお願ひします。

説明は以上となります。

(柵木部会長)

医療体制部会の審議の報告でございます。ただいま事務局より簡単に説明をいただきましたけれども、かなり濃い内容が入っております。しかしいずれにせよ、これは医療体制部会では決定したということでございます。この決定について何かご質問等ございましたら、発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか、はい、では、次の報告に移りたいと思います。続いて5事業等推進部会の審議状況についてお願ひします。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

最後になりますが、5事業等推進部会の審議状況について、ご報告いたします。医務課医務グループの山本と申します。着座にて失礼いたします。

お手元の資料4を御覧ください。資料の左側の表でございますが、今年度は5事業等推進部会の第1回を、令和3年10月28日に愛知県自治センターにて開催いた

しました。この部会の委員総数は15名でありますけれども、過半数以上の12名の委員ご出席をいただきまして、議題1件について議論致しました。大変申し訳ございませんが、今お手元にお配りしている資料は、委員10名と記載がございますが、正しくは12名でございます。恐縮ですけれども、お手元の資料の修正をお願いいたします。繰り返しますが、出席者は委員10名と記載しておりますが、正しくは12名でございます。ご修正お願いいたします。議題といたしましては、地域保健医療計画の中間見直し、5事業等推進部会審議事項分についてであります。地域保健医療計画の内、5事業、つまり救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療及びへき地医療の5つの事業に加えまして在宅医療及び保健医療従事者の確保にかかる事業にかかる医療計画につきまして、現在中間の見直しを行っておりますが、その見直しの内容やパブリックコメントにおいていただいたご意見等への対応についてご議論いただきました。十分にご議論の結果、ご承認をいただいたものでございます。5事業等推進部会の報告は以上でございます。

(柵木部会長)

5事業等推進部会の審議について、これについてもなにかご質問ございますか。一応これで今日の会議は最後になりますので、今日の会議全般を通しても結構でございますので、何かご質問がございましたらお受け賜りたいと思っておりますがいかがでしょうか、よろしいでしょうか。はい、それでは今日の医療審議会が会長が欠席ということですので、非常にスムーズに、短時間に進行致しました。どうもご審議ありがとうございました。それでは、最後に、事務局、何かございますか。

●事務連絡

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 坂井課長)

本日の会議録でございますけれども、後日、ご発言いただいた方に内容の確認をいただいた上で、お二人の署名者にご署名いただくこととしておりますので、また事務局から依頼がありましたらご協力いただきますようお願いいたします。以上です。

(柵木部会長)

はい、それでは今日の宿題ということで、病床を持つ医療機関の合併ということについて、今後どういう基準でこの医療審議会の会議の中で進めていくかという方針を、次回の医療審議会までにしっかりと説明できるようによろしくお願い申し上げます。

●閉会

(柵木部会長)

それでは、本日の医療審議会はこれにて終了ということにさせていただきますと思います。どうもご協力ありがとうございました。